

平成25年度南大隅町議会定例会8月会議 会議録（第1号）

招集年月日 平成25年5月1日
招集の場所 南大隅町議会議事堂
開 会 平成25年5月1日 午前10時

開 議 平成25年8月28日 午前10時

応招議員

1番 浪瀬 敦郎 君	6番 日高 孝壽 君	10番 大塚 成章 君
2番 持留 秋男 君	7番 水谷 俊一 君	11番 大内田 憲治 君
3番 松元 勇治 君	8番 大久保 孝司 君	12番 川原 拓郎 君
5番 欠席 君	9番 井之上 一弘 君	13番 大村 明雄 君

不応招議員 なし
出席議員 11名
欠席議員 1名 5番 平原 熊次 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町長	森田 俊彦 君	介護福祉課長	水流 祥雅 君
副町長	白川 順二 君	経済課長	竹野 洋一 君
教育長	山崎 洋一 君	教育振興課長	尾辻 正美 君
総務課長	石畑 博 君	税務課長	石走 和人 君
支所長	馬見塚 大助 君	建設課長	伊比礼 純一 君
会計管理者	田中 明郎 君	町民保健課長	小田 清典 君
企画振興課長	木佐貫 徳和 君	総務課主幹	相羽 康徳 君
財産運用課長	川辺 和博 君	財政係長	中之浦 伸一 君

職務のための出席者 : (議会事務局長) 大久保 清昭 君 (書記) 木佐貫 公子 君

提出議案 : 別紙のとおり

会議録署名議員 : (2番) 持留 秋男 君 (3番) 松元 勇治 君

議事の経過 : 別紙のとおり

散 会 : 平成25年8月28日 午前10時25分

▼ 開 議

議長（大村明雄君）

ただいまから、平成25年度南大隅町議会定例会8月会議を開きます。
議事日程表により本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。

▼ 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大村明雄君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、持留秋男君及び松元勇治君を指名します。

▼ 日程第2 審議期間の決定

議長（大村明雄君）

日程第2 審議期間の決定の件を議題とします。
8月会議の審議期間は、本日のみの1日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、8月会議の審議期間は、本日のみの1日間に決定しました。
地方自治法第117条の規定によって、浪瀬敦郎君の退場を求めます。
暫時休憩します。

10:01

～

10:01

（地方自治法 第117条 議員の除斥 浪瀬敦郎君 退場）

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

▼ 日程第3 議案第17号 佐多地区スクールバス購入契約の締結について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第3 議案第17号 佐多地区スクールバス購入契約の締結について議決を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

おはようございます。

議案第17号は、佐多地区スクールバス購入契約の締結について議決を求める件であります。

本案は、佐多地区スクールバス購入契約を締結するため、南大隅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

- 1 契約の目的は、佐多地区スクールバス購入（25人乗り 2台）
- 2 契約の方法は、指名競争入札
- 3 契約金額は、1千1万9千百円
- 4 契約の相手方は、肝属郡南大隅町根占川南3304番地

有限会社 浪瀬自動車整備工場 代表取締役 浪瀬 仁 氏で

ございます。

詳細は、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い致します。

教育長（山崎洋一君）

議案第17号 佐多地区スクールバス購入契約の詳細について、担当課長の方に説明申し上げます。

よろしくお願い致します。

教育振興課長（尾辻正美君）

それでは、配布しております参考資料によりまして、「佐多地区スクールバス購入契約」の内容について、説明いたします。

1 財産取得の目的は、佐多地区スクールバス2台を購入しようとするものでございまして、佐多地区スクールバスは、平成24年度までは、中学生と一般の混乗方式で4路線を運行しておりました。平成25年4月からは、小学校統合に伴いまして、5路線を、マイクロバス4台とワゴン車1台を使い、小中学生及び一般の混乗で運行しております。

現在のスクールバス所有台数は、3台でございますので、不足する1台は、町所有の一般のマイクロバスを代用しており、又、バスが故障した際の代替バスも無いことから、安全、円滑な運行を行うため今回、2台のスクールバスを購入しようとするものでございます。

2の予算額、1千2百万円でございます。

3 納入期限を平成26年2月28日としております。

4 指名業者につきましては、町内9事業者を指名いたしまして、5事業者が応札し、4事業者は入札を辞退いたしました。入札価額は、掲載のとおりでございます。

5 落札業者、7 契約金額は、議案説明のとおりでございます。エンジンは、ディーゼルエンジンで、主な装備は、8 備考に掲載しているとおりでございます。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番（大塚成章君）

佐多のスクールバス2台ですけれども、2台同じ業者が取ったという事でありましてけれども、これは1台ずつ別々にして、地元の業者を育てる為にも1台ずつ出来なかったものかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（大村明雄君）

暫時休憩します。

10 : 06
～
10 : 06

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長（山崎洋一君）

ただ今の件については、担当課長の方に説明申し上げさせていただきますので、よろしくお願い致します。

教育振興課長（尾辻正美君）

今回のスクールバス購入は、目的がスクールバス、同じ目的でございます。2台一緒の入札の方が価格的にも安価であること、また、国庫補助事業を入れております関係から、別々の入札というよりも2台一緒の入札が補助金目的からしても、よろしいであろうという事で一緒に入札致しました。

以上です。

議長（大村明雄君）

よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第17号 佐多地区スクールバス購入契約の締結について議決を求める
件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 佐多地区スクールバス購入契約の締結について議決を求め
る件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

10:08
～
10:08

（浪瀬敦郎君 入場）

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

▼ 日程第4 議案第18号 平成25年度南大隅町一般会計補正予算（第5号）について

議長（大村明雄君）

日程第4 議案第18号 平成25年度南大隅町一般会計補正予算（第5号）について
を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第18号は、平成25年度南大隅町一般会計補正予算（第5号）についてござい
ます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4百55万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億5千36万円とするものであります。

今回の補正は、「第1表 歳入歳出予算」では、歳出予算に「野菜振興対策事業補助金」、「仮設信号機借上料」に要する経費の計上を行い、歳入予算では、所要の財源として、財政調整基金繰入金を計上したものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い致します。

総務課長（石畑博君）

それでは、議案第18号 南大隅町一般会計補正予算（第5号）についてご説明致します。

まず、1ページでございます。

議案第18号 平成25年度南大隅町一般会計補正予算（第5号）、平成25年度南大隅町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4百55万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億5千36万円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお開き下さい。

まず歳入でございますが、今回の補正予算に対します充当財源として、財政調整基金繰入金を4百55万9千円計上致しております。

次に、7ページの歳出でございます。

5款 農林水産業費 1項 農業費 3目 農業振興費に、バレイショのそうか病対策として野菜振興対策事業補助金に4百36万円。

続きまして、6款 商工費 1項 商工費 3目 観光費 14節 使用料及び賃借料に、雄川の滝へ通じます、町道川内線の通行規制のための仮設信号機借上料として、19万9千円を計上させて頂いたところであります。

以上、ご審議、ご決定方をよろしくお願い申し上げます。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

8番（大久保孝司君）

7ページのですよ、野菜振興対策事業の補助金ですけれども、この件につきましては、素晴らしい良い事だとは思いますが、そうか病対策に対しての見積もりですね、何をいくら、そして、何町歩のものであるという事と、ちょっと詳細に分かっておれば出して下さい。

それともう一つ、この今の予算として出された見積もりは、農協の方がバレイショの種も取り、そして、肥料等も取られた訳ですけども、これを基準にして計算されたものかお聞きします。

町長（森田俊彦君）

担当課長に説明させます。

経済課長（竹野洋一君）

ただ今のご質問でございますが、見積りがどれぐらいの数量を基礎として算出したかという事でございますが、まず今回の補正につきましては、そうか病対策が主なものでございまして、その中でもそうか病が通常のそうか病と、粉状そうか病とのこの2つの種類に分かれます。

その事によりまして、まず1点は土壌改良剤と致しまして、ふすまを購入する費用に対しての助成を考えておりますが、こちらの方が標準の使用量を10a当たり300kgという単価を基礎と致しまして、作付面積を120ha見込んでおります。これは平成25年産と比較をしますと、約17haぐらい減という予算計上になっておりますけれども、それで算出をした時に、単価が一袋一袋が20kgで計算を致しますが、これでした時に609円という単価を見ておりまして、120ha分をこの10a当たり300kgで計算を致しますと、袋数で言いますと18,000袋必要となります。これに609円を単価を計上致しましたところ、1千96万2千円という数字が算定されます。

これをひとつここで置いておきまして、それから土壌消毒剤と致しまして、基本的にはフロンサイド粉剤でございますけれども、これを標準使用料が10a当たり30kgという算定の基礎で計算をし、作付面積を同じく120haで見ましたところ、単価が一袋一袋で3kgでございますので、これを単価を見ますと903円というふうに聞いております。これで面積で計算をしますと、1千83万6千円という数字が上がります。

このふすまの1千96万2千円とフロンサイド粉剤の1千83万6千円を合計を致しますと、2千1百79万8千円という数字がございますが、総額がこの2千1百79万8千円というふうになるという前提で、この内の3分の1以内の金額を補助金として見ましょうというふうに計算を致しておりますが、これで計算をしますと2千1百79万8千円の3分の1が7百26万6千円となりますが、その中で過去今までの実績を勘案をした時に、このふすま或いはフロンサイドの利用状況というものが、約全体の30%は従来から活用されているという数字が出ております。

これに今後安定的な生産を支援をするという考え方から、30%の使用率の部分を60%まで引き上げられないだろうかという事で、試算と致しましては、この30%の部分を60%に引き上げまして、3分の1の金額の7百26万6千円に60%を乗じまして、4百36万円という数字をはじき出しているところでございます。

この面積につきまして、120haという数字を申し上げましたが、先程のご質問の中で農協の種子の申し込み状況、そういった部分等を考慮しているかというお話でございますけれども、昨日私の方で農協の方だけしか詳細は分かりませんが、把握をした状況の中では、アバウトに申し上げますと、120ha分見ておりますけれども、現段階で申し込みがあっているものは約110ha分でございます。申し込みが実質あっている部分が。

ですから、今後、今日議決頂けるものであれば、この後にまた広報活動を重点的に行いまして、関係機関と連絡を取りながら進めていけば、いくらかまた増えていくのではなかろうかというふうに考えております。

見積りその農協の部分というのにつきましては、昨日現在で数字を確認を致しております。昨年が先程も申し上げましたけれども137・8haぐらいの作付け状況でございましたので、現段階では相当な数、相当な面積の減になるという事が予想されております。

すけれども、今後出来る限り周知、地域への周知をしながら進めていこうと思っております。基本的に農協の関係資料を確認をさせて頂いて、見積りはさせて頂いたところでございます。

よろしく申し上げます。

8番（大久保孝司君）

昨年の138から現段階では110haという事ですけれども、この補助の事業をする場合ですよ、やはり、農協共々やるというのが本当の農家をというよりも、バレイショの農家を助ける為の、本当のねらいではないかと思うんですが、こういった事をですよ、農協の方にも補助として出すという事は進められなかった訳ですか。

現実にも考えた場合ですよ、農協はこのふすまを売るにしても、フロンサイドを出すにしても儲けを取っている訳ですよ。町がこういった補助をすればするほど農協は儲かるというシステムになりますよ。

そうじゃなくて、農協は選果場も扱っている訳ですよ。そして、その選果場によって色々な都市部に持っていく。バレイショを持っていく。そうした事で、高い時には農協がすごく儲かる、安い時には儲かりは少ないですけれども、でも儲かるのは事実なんですよ、手数料を取る訳ですから。

ですから、こういった時にこそ、そうか病対策として町が3分の1事業をやりますよとした時に、農協も加勢をするべきじゃないですか、というのが本来の姿だと思うんですが、そういった事等はされた経緯はないですか。

経済課長（竹野洋一君）

まず、農協と共に行う事が基本であるという事でございますが、町に技連会の組織がございますが、この組織には農協の技術員、それから役場、共済組合と関係機関が含まれておりますが、その中に農産部会というのがございます。その中でこの事は議論をして整理をしたところでございますが、大きく今回のこのバレイショ価格対策につきましては、3つの点について整理をしております。

1点は、今お願いをしておりますこの3分の1の助成でございますが、もう1点は、平成25年産までの作付けに対する経費に対しての資金援助をしようと、資金援助をする部分についても基本的には町でやった訳ですけれども、農協の方でその制度を作っていたかどうかという事をしたところでございます。

それからもう1点は、価格安定事業を導入していこうという事をも今取り組みをしておりますけれども、こちらの方につきまして、主体的に農協が全てを進めていくという事を整理をしながら、農協の方にもこの実質の圃場消毒等にかかる費用についても助成の話というのは、事務レベルでは関係機関で出来ないだろうかという話は出しております。

その中でバレイショ部会、生産農家の方々からも農協サイドには申し入れもされているというふうにも聞いているところですが、農協も全く関係ないという部分ではなく、そういった意味ではお互いに連絡調整をしながら進めておりますが、一方では錦江町もでございます。

圃場消毒等にかかる今回のこの助成については、現段階では錦江町は計画をしております。南大隅町だけの助成の制度でございまして、農協としましてもそこらも色々考慮をされている部分もあろうかと思っておりますけれども、そういったところをご理解いただければと思います。

8番（大久保孝司君）

これ以上議論を言うとは、一般質問になっちゃって質疑になりませんので、ただ一つだけです、今言われた、錦江町を言われましたけれども、色々な事をちょっと調べてみて下さいよ。東串良なんかですよ、農家がすごく強いんですよ。そして、農協に色々な事を言って、色々な手数料等も私共の町よりも少ないんじゃないかというふうにはちょっと聞いているんですよ。

そういったところが、やっぱり僕は、もちろん生産者も必要ですけども、町もこれだけの事をやるから農協もやって下さいという事をですよ、強く出すべきだという事なんですよ、僕は。たったそれだけなんです。そして、農協がそれを応じなければ、「じゃあ、これからは農業の事にはしませんよ。」というぐらいですよ、強気を出すべきだと僕は思うんですよ。それをやるべきだと。

先程、経済課長が資金制度にしてもですよ、今のこののにしても農協からといたしますけど、農協はやるはずですよ、資金制度だって利息を取る訳ですから、利息を取って儲ける訳ですから、自分達が儲ける為にそういった制度をやりましょうよ、やりましょうよと。じゃあ、私共が、私共の農協の方は利息は取りません。

（「簡潔に質疑をお願いします。」 議長の声あり）

そういう事になるから、役場で、役場で技連会なんかで決めた事はですよ、しっかりと農協と役場、町とがタイアップしなさいという事。たったそれだけです。もう答弁はいりませんから。

議長（大村明雄君）

他に質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第18号 平成25年度南大隅町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 平成25年度南大隅町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 散 会

議長（大村明雄君）

以上で全部の日程を終了しました。

以上をもちまして、平成25年度南大隅町議会定例会8月会議を散会します。

散会 : 平成25年8月28日 午前10時25分